

名古屋市公報	平成31年 4月10日 第1303号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市市税条例及び名古屋市市税条例等の一部を改正する 条例の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第37号)	4
○ 名古屋市南部と畜場条例の一部を改正する条例 (市経・中央卸売市場南部市場管理課) (第38号)	8
告 示	
○ 固定資産の価格等の登録 (財政・固定資産税課) (第192号)	9
○ 景観協定の縦覧 (住都・都市景観室) (第193号)	10
○ 平成31年度包括外部監査契約の締結について (監査・特別監査室) (第194号)	11
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く措置管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第195号)	13
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第196号)	15
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第197号)	17
○ 占用工事の費用算出基準 (緑土・道路維持課) (第198号)	20
○ 名古屋都市計画高度地区の変更 (住都・都市計画課) (第199号)	25
○ 名古屋都市計画特定用途誘導地区の決定 (住都・都市計画課) (第200号)	26
○ 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第201号)	27
○ 市民緑地の管理期間の変更について (緑土・緑地事業課) (第202号)	28
○ 有料公園施設の供用時間の変更について (観光・名古屋城総合事務所) (第203号)	29
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙会の日時の一部訂正 について (第11号)	30
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会定例会の開催について (第11号)	31
人 事 委 員 会 規 則	
○ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正す る規則 (第6号)	32

○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(第7号)	33
-----------------------------------	-------	----

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程の一部改正	(第8号)	35
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第9号)	36
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正	(第10号)	43
○ 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正	(第11号)	48
○ 名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第12号)	50
○ 名古屋市病院局分課規程の一部改正	(第13号)	78
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正	(第14号)	80
○ 名古屋市立西部医療センター処務規程の一部改正	(第15号)	82
○ 名古屋市病院局会計規程の一部改正	(第16号)	84
○ 名古屋市病院局契約規程の一部改正	(第17号)	85

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	86
---------------------------------	------------	----

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市市税条例及び名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第37号）

- 1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

- (1) e L T A Xに障害が発した場合の申告等に係る期限について、迅速かつ全国統一的な対応を行う措置が講じられたことに伴い、規定の整理を行います。（名古屋市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第 4条関係）
- (2) 軽自動車税につき、一定の軽自動車の税率を軽減又は重課する制度について、規定の整理を行います。（附則第17条関係、名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号））
- (3) その他規定の整理を行います。（市税条第22条、附則第14条の 6関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市南部と畜場条例の一部を改正する条例（第38号）

- 1 改正内容

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率の引上げ分を南部と畜場の使用料に転嫁します。（第 5条関係）

- 2 施行期日等

- (1) 平成31年10月 1日から施行します。
- (2) この条例による改正後の名古屋市南部と畜場条例第 5条第 2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとします。

名古屋市市税条例及び名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第37号

名古屋市市税条例及び名古屋市市税条例等の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「ときは」の次に「、法第20条の 5 の 2 第 2 項の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第22条第 5 項中「によって」を「により」に改め、「以下この項及び」を削り、同条第 6 項中「によって」を「により」に改め、「以下この項及び」を削り、「法第 317 条の 6 第 6 項各号」を「、法第 321 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付（以下この節において「老齢等年金給付」という。）の支払をする者にあつては法第 317 条の 6 第 6 項各号に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては同項第 1 号又は第 2 号」に改める。

第27条第4項中「法第321条の7の2第1項に規定する」及び「（以下この節において「老齢等年金給付」という。）」を削る。

附則第14条の6第5項中「附則第15条第18項本文」を「附則第15条第19項本文」に改め、同条第6項中「附則第15条第18項ただし書」を「附則第15条第19項ただし書」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第20項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第17条第1項中「規定する」の次に「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を加え、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項各号」を「附則第30条第2項各号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ	3,900円	1,000円
------	--------	--------

第 2 号ウ	6,900 円	1,800 円
	10,800円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第17条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第30条第 7 項各号」を「附則第30条第 3 項各号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号イ	3,900 円	2,000 円
第 2 号ウ	6,900 円	3,500 円
	10,800円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第17条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第30条第 8 項各号」を「附則第30条第 4 項各号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号イ	3,900 円	3,000 円
第 2 号ウ	6,900 円	5,200 円
	10,800円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第17条第 7 項を同条第 4 項とする。

（名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、名古屋市市税条例附則第17条第 1 項の改正規定中「同条第 1 項中」の次に「「平成18年 3 月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第 185 号）第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、」を加え、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第 185 号）第60条第 1 項後

段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り」を「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例附則第17条の規定は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

名古屋市南部と畜場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 4 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第38号

名古屋市南部と畜場条例の一部を改正する条例

名古屋市南部と畜場条例（平成18年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市南部と畜場条例第 5 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市告示第 192 号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成31年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

平成31年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第193号

景観協定の縦覧

景観法（平成16年法律第110号）第83条第1項の規定により次の景観協定を認可しましたので、同条第3項の規定により告示するとともに、次のとおり景観協定を公衆の縦覧に供します。

平成31年4月1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 景観協定の名称

名駅三丁目地区景観協定

2 景観協定区域

名古屋市中村区名駅三丁目911番 外

3 景観協定区域隣接地の区域

名古屋市中村区名駅三丁目908番1 外

4 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎4階）

5 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分より午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 194号

平成31年度包括外部監査契約の締結について

平成31年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 5項の規定に基づき告示します。

平成31年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

3 契約の金額

6,765,000円を上限とする額

4 費用の算定方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した金額

5 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6 契約の相手方

(1) 氏名

伊藤 倫文

(2) 住所

名古屋市東区白壁二丁目 2番14号

(3) 資格

弁護士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第 195号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成31年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区四谷通 1番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

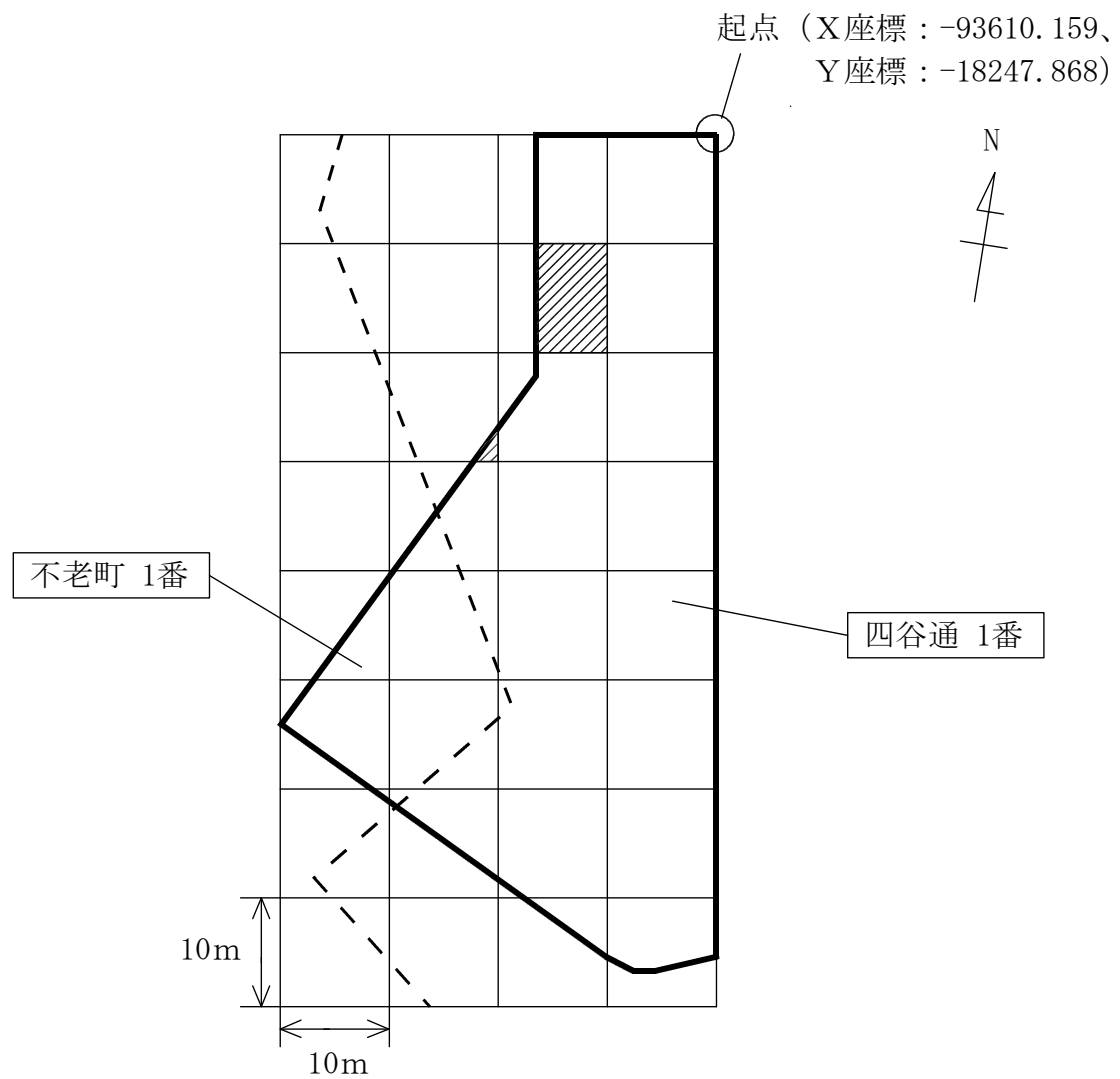
砒^ひ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

千種区



凡例

- ◁ : 調査対象地
- : 筆の境界
- ▨ : 措置管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 196号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成31年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

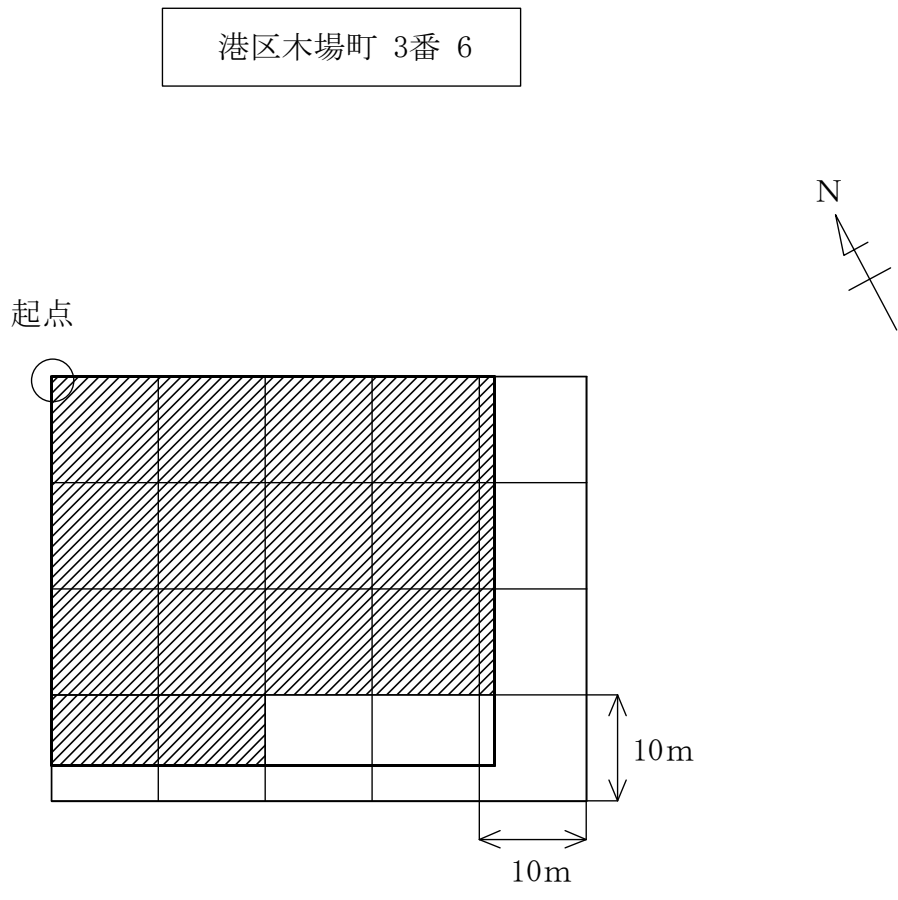
1 指定する区域

名古屋市港区木場町 3番 6の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地（筆の全部）
- : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第197号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成31年4月1日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	東名南北第11号線	名古屋市守山区深沢二丁目56番地先から	前	0.131	4.43 ～ 10.83	第 1 図 附 図
	B		名古屋市守山区深沢二丁目50番地先まで	後	0.129	4.43 ～ 10.83	
	A	川名山萩岡町線	名古屋市千種区東山元町6丁目19番地先から	前	0.025	15.45	第 2 図 附 図
			名古屋市千種区東山元町6丁目20番地先まで	後	0.025	15.46 ～ 15.49	
	B	不老萩岡町線	名古屋市千種区萩岡町57番地先から	前	0.040	6.36	
			名古屋市千種区萩岡町57番地先まで	後	0.040	7.28 ～ 7.32	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

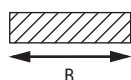
第1 附図



凡 例

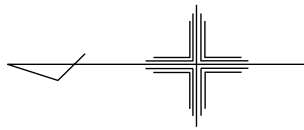


区域変更により廃道する部分

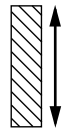


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第2 附图



凡 例



区域変更により道路の区
域とし供用開始する部分

名古屋市告示第 198号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

平成31年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1 平方メートル当たり	34,170
	〃	34,970
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	22,520
	〃	22,160
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	15,970
	〃	15,550
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	12,660
	〃	12,600
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	6,340
	〃	6,340
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	11,250
	〃	10,880
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	11,130
	〃	10,760
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	25,330
	〃	24,720
セメントコンクリート舗装	〃	39,810
	〃	39,780

(注) 同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	43,150
	〃	34,970
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	33,220
	〃	22,160
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	27,780
	〃	15,550
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	22,550
	〃	12,600
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	12,380
	〃	6,340
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	21,320
	〃	10,880
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	21,200
	〃	10,760
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	36,500
	〃	24,720
セメントコンクリート舗装	〃	46,420
	〃	39,780
準歩道セメントコンクリート舗装	〃	19,210
	〃	18,630
歩道補強舗装 (A)	〃	31,010
	〃	25,510
歩道補強舗装 (B)	〃	13,960
	〃	8,470
歩道平板舗装	〃	26,700
	〃	12,510
歩道ブロック舗装 (A) (I L B)	〃	21,900
	〃	11,450
歩道ブロック舗装 (B) (透水性 I L B)	〃	26,580
	〃	11,720
歩道ブロック舗装 (C) (I L B)	〃	20,950
	〃	11,450
歩道ブロック舗装 (D) (透水性 I L B)	〃	25,500
	〃	11,720
歩道セメントコンクリート舗装	〃	17,830
	〃	12,940
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	11,820
	〃	7,460
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透 水 性)	〃	14,440
	〃	6,270
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,310
	〃	6,010

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通する。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路 幅 境 界	1 メートル 当 た り	21,160
歩 車 道 境 界 (A)	〃	15,760
歩 車 道 境 界 (B)	〃	14,930
街 渠 ^{きよ} (A)	〃	36,630
街 渠 ^{きよ} (B)	〃	36,100
L 形 側 溝	〃	33,820
U 形 側 溝 (A)	〃	48,700
U 形 側 溝 (B)	〃	63,470
街 渠 ^{きよ} ます (車 道 用) (A)	1 個 当 た り	118,550
街 渠 ^{きよ} ます (歩 道 用) (B)	〃	121,800
側 溝 ま す	〃	142,310
街 路 樹 根 囲 い	1 組 当 た り	77,150
区 域 標 設 置 (A)	1 点 当 た り	20,400
区 域 標 設 置 (B)	〃	30,000
道 路 中 心 線 (破 線) (A)	1 メートル 当 た り	1,170
道 路 中 心 線 (実 線) (B)	〃	1,120

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コ ン ク リ ー ト 系)	1 メートル 当 た り	9,210
コンクリートカッター切断 (B) (ア ス フ ァ ル ト 系)	〃	4,270

(注) 表(1) ～(4) の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	920
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,100

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	850

(注) 表(1) (2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第 199号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成31年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 200号

名古屋都市計画特定用途誘導地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特定用途誘導地区を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成31年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特定用途誘導地区

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 201 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成31年 4 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘北地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝二丁目35番 2	平成31年 3 月 4 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 202号

市民緑地の管理期間の変更について

平成16年名古屋市告示第 138号の一部を次のように変更します。

平成31年 4月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

大将ヶ根市民緑地（図面緑 1の B の区域）の管理期間を「平成16年 3月24日
～平成26年 3月31日」から「平成16年 3月24日～平成36年 3月31日」に変更し
ます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 203号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成31年 4月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

平成31年 4月 8日から同年 7月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市選挙管理委員会告示第11号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙会の日時の一部訂正について

平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づく選挙会を開催する場所及び日時について、北区選挙区において選挙会を開催する日時に係る訂正があったので、平成31年名古屋市選挙管理委員会告示第7号（名古屋市議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時について）の一部を次のように訂正する。

平成31年4月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

北区選挙区の日時「平成31年4月7日午後9時15分」を「平成31年4月7日午後1時00分」に訂正する。

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第11号

教育委員会定例会の開催について

平成31年 4月12日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成31年 4月 5日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

教育長職務代理者の指名について

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について

平成32年度使用教科用図書採択基本方針について

名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年 4 月 1 日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 6 号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規
則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成24年名古屋市人事委員会
規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「辞令の写し」の次に「（辞令が交付されなかった場合にあ
っては、処分を受けたことを確認することができる書面）」を加える。

第27条第 1 項中「第26条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 1 日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 7 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条の 2 条例第12条に規定する年次休暇を10日以上与えられた職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第57条に規定する職員のうち、公立学校の教職員を除く職員をいう。以下この条において同じ。）に対しては、当該年次休暇を与えられた日から 1 年以内の期間に、当該職員の有する年次休暇の日数のうち 5 日について、任命権者が職員の意見を聴取した上で、あらかじめ時季を指定して利用させるものとする。ただし、職員が請求する時季に利用した年次休暇がある場合においては、当該利用した年次休暇の日数（当該日数が 5 日を超える場合には 5 日とする。）分を 5 日から控除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 8号

名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 5条中第 4項を削り、第 5項を第 4項とする。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 9号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 3条中第 2項を第 3項とし、第 1項を第 2項とし、同条に第 1項として次の 1項を加える。

- 1 規程第 8条に規定する勤務をさせる見込みがないと局長が認める内部部局の職員の勤務時間の割振りは、午前 8時45分から午後 5時15分まで又は午前 9時から午後 5時30分までの間において 1日 7時間45分とし、休憩時間は45分とし、週休日は日曜日及び土曜日とする。

第 4条中「前条第 1項」を「前条第 2項」に、「同条第 2項」を「同条第 3項」に改める。

第 5条第 1項中「第 3条第 1項」を「第 3条第 2項」に改める。

附則第 2項中「従事する者」を「従事するもの」に改め、同項第 1号中「薬剤業務」の次に「（西部医療センターの業務に限る。）」を加え、同項第 2号中「放射線業務」の次に「（西部医療センターの業務に限る。）」を加え、同項中第 3号を削り、第 4号を第 3号とし、第 5号を第 4号とし、同項第 6号中「検査業務」の次に「（西部医療センターの業務に限る。）」を加え、同号を同項第 5号とする。

別表を次のように改める。

別表

職員の範囲	勤務時間等				
	勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間(分)	週休日	備考
内部部局の職員	A	午前 8時45分から午後 5時30分まで	60	日曜日及び土曜日	
産婦人科に係る診療業務、第 3次救急医療体制下若しくは第 2次救急医療体制下における重症患者等の診療業務又は東部医療センター集中治療センター若しくは東部医療センター東病棟 1階高度治療室での重症患者等の診療業務に従事する医師（東部医療センターに勤務する管理職手当の支給を受けない者を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 8時45分から正午まで	60		
	C	前日の午後 5時15分から前日の午後 9時まで及び午前 8時45分から午後 1時30分まで	45		
	D	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 5時30分から午前 8時45分まで	60		
	E	午後 5時15分から午後10時まで及び翌日の午前 5時から午前 8	45		

		時45分まで			
東部医療センターに勤務する医師（管理職手当の支給を受けない者に限る。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日	
	B	午後 3時45分から翌日の午前 8時45分まで	90		
	C	午前 0時15分から午前 8時45分まで	45		
病理診断科に勤務する医師	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前11時から午後 7時30分まで	45		
助産師長、看護師長及び東部医療センター看護部に勤務する主査	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日（C勤務を割り振られた者にとっては 4週間を通じて 7日）	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 5時30分から午前 8時45分まで	60		
	C	午後 5時15分から午後10時まで及び翌日の午前 5時から午前 8時45分まで	45		
西部医療センター手術室に勤務する助産師、看護	A	午前 8時45分から午後 5時15分	45	4週間を通じて 8	

師、准看護師、助産師補 及び看護師補		まで		日（C 勤務を割り振られた者にあつては 4 週間を通じて 7 日）	
	B	午前 8 時 45 分から午後 10 時まで 及び翌日の午前 8 時 45 分から正午まで	60		
	C	午後 5 時 15 分から午後 10 時まで 及び翌日の午前 8 時 45 分から午後 0 時 30 分まで	45		
	D	午前 11 時 45 分から午後 8 時 15 分まで	45		
東部医療センター外来に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補 及び看護師補	A	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで	45	4 週間を通じて 8 日	
	B	午後 4 時 45 分から翌日の午前 1 時 15 分まで	45		
	C	午前 0 時 45 分から午前 9 時 15 分まで	45		
	D	午後 4 時 15 分から翌日午前 9 時 15 分まで	90		
助産師、看護師、准看護師、助産師補及び看護師補（病棟、東部医療センター外来、東部医療セン	A	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで	45	4 週間を通じて 8 日（C 勤務を割り	
	B	午前 8 時 45 分か	60		

ター手術室及び西部医療センター手術室に勤務する者を除く。)		ら午後10時まで及び翌日の午前5時30分から午前8時45分まで		振られた者にあつては4週間を通じて7日)	
	C	午後5時15分から午後10時まで及び翌日の午前5時から午前8時45分まで	45		
助産師、看護師、准看護師、助産師補及び看護師補で病棟又は東部医療センター手術室に勤務する者	A	午前8時45分から午後5時15分まで	45	4週間を通じて8日	
	B	午後4時45分から翌日の午前1時15分まで	45		
	C	午前0時45分から午前9時15分まで	45		
	D	午後4時15分から翌日午前9時45分まで	120		
	E	午前8時45分から午後9時まで	60		
	F	午後8時15分から翌日午前9時15分まで	60		
薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師補、臨床工学技	A	午前8時45分から午後5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前8時45分か	60		

士補及び臨床検査技師補（いずれも管理職手当の支給を受ける者及び西部医療センター中央放射線部又は西部医療センター陽子線治療技術科に勤務する者を除く。）		ら午後10時まで 及び翌日の午前 5時30分から午前 8時45分まで			
薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師補、臨床工学技士補及び臨床検査技師補（東部医療センターに勤務する管理職手当の支給を受けない者に限る。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日	
	B	午後 4時30分から翌日午前 9時まで	60		
	C	午後 4時45分から翌日午前 9時15分まで	60		
西部医療センター陽子線治療技術科又は西部医療センター陽子線治療物理科に勤務する診療放射線技師、診療放射線技師補及び技師（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午後 0時45分から午後 9時15分まで	45		
	C	午前 8時から午後 4時30分	45		
西部医療センター中央放射線部に勤務する診療放射線技師及び診療放射線技師補（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 8時45分から午後10時まで	60		

		及び翌日の午前 5時30分から午 前 8時45分まで			
	C	午前 7時30分か ら午後 4時まで	45		
	D	午前11時30分か ら午後 8時まで	45		

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第10号

名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 3条第 1項中「38時間45分とする」を「40時間を超えず38時間45分を下らない範囲において、別に定める」に、同項ただし書中「31時間とする」を「15時間30分から31時間までの範囲内において、別に定める」に改める。

第 5条中「正午から午後 0時45分までとし、その間勤務を要しない」を「勤務を要しない時間とし、局長は、 1日の勤務時間が 6時間を超える場合は少なくとも45分、 8時間を超える場合は少なくとも 1時間を勤務時間の途中に設けなければならない」に改める。

第14条を次のように改める。

(年次休暇)

第14条 職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の年次休暇は、 1年度につき 20日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる者のその年度の年次休暇は、次のとおりとする。

その者の当該年度における在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え 2月に達するまでの期間	3日
2月を超え 3月に達するまでの期間	6日
3月を超え 4月に達するまでの期間	7日
4月を超え 5月に達するまでの期間	8日
5月を超え 6月に達するまでの期間	11日
6月を超え 7月に達するまでの期間	12日

7月を超え 8月に達するまでの期間	13日
8月を超え 9月に達するまでの期間	16日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え 1年未満の期間	20日

- 2 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し、1年度につき20日を超えない範囲内で別に定める日数とする。

第15条第 1項から第 4項までを次のように改める。

第15条 職員は、前条に規定する年次休暇を、局長の承認を得て、その年度において断続して又は連続して若しくは半日ごとに区分して利用することができる。ただし、局長が特に必要であると認めるときは、1時間ごとに区分して利用することができる。

- 2 前項の規定により当該年度に利用できる年次休暇のうちその年度に利用しなかった日数があるときは、その日数の年次休暇をその次の年度に限って利用することができる。

- 3 前条及び前 2項の規定による年次休暇の日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定による年次有給休暇の日数に達しないときは、当該年次有給休暇の日数を、その者の年次休暇の日数とする。

- 4 第 2項に規定する「当該年度に利用できる年次休暇のうちその年度に利用しなかった日数」には、職員が次の各号のいずれかに該当する事由により当該年度を通じて勤務しなかった場合の当該年度に付与された年次休暇の日数を含むものとする。

- (1) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第 4号）第 2条第 1項（同条例第 6条第 3項において準用する場合を含む。）の規定による自己啓発等休業
- (2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第 2条第 1項（同条例第 5条第 3項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3年法律第 110号。以下「育休法」という。）第 2条の規定による育児休業

(4) 休職

第16条第 3項を次のように改める。

3 第 1項第 1号に規定する特別休暇の期間は 1日単位又は時間単位に、同項第 6号に規定する特別休暇の期間は 1日単位に分割することができるものとし、時間単位に分割する場合にあっては 1日をもって 8時間とする。

第19条第 2項中「1年につき」を「1年度につき」に、「その年次及び利用の単位」を「その利用の単位」に改め、「第 2項」を削る。

第20条第 1項中「勤務した期間」の次に「(第 4号に掲げる職員にあっては、職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)第 7条第 5項各号に掲げる在職期間)」を加え、同項に次の 1号を加える。

(4) 職員退職手当条例第 7条第 5項の規定により職員としての引き続く在職期間に通算する在職期間を有する者

第20条第 2項中「第15条第 3項」を「第15条第 2項」に改める。

第22条中第42号を第43号とし、第30号から第41号までを 1号ずつ繰り下げ、同条第29号中「第32号」を「第33号」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第28号を第29号とし、第19号から第27号までを 1号ずつ繰り下げ、同条第18号中「特別休暇」の次に「(1日)」を加え、同号の次に次の 1号を加える。

(19) 特別休暇(時間) 特時(H) (Hの前に時間数を入れるものとする。)

第23条第 1項第 3号中「第 6号様式」の次に「又は第 6号の 2様式」を加える。

附則第 2項を削る。

第 6号様式中「特別休暇簿」の次に「(1日単位)」を加える。

第 6号様式の次に次の 1様式を加える。

第 6号の 2様式

特別休暇簿（時間単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)	
承認印			本人 印	期 間	計	備 考
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	
				月 日 時 分から 時 分まで	時間	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第11号

名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第14条第 1項中「別表に規定する割合」の次に「(以下「期間率」という。)に第17条の 2に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合」を加え、同条第 2項を削る。

第17条第 2項各号列記以外の部分中「又は同項第 3号」を「、同項第 3号」に改め、「ある職員」の次に「又は第 2号の職員のうち職務の級 4級にある者」を加える。

附則中第 4項及び第 5項を削り、第 6項を第 4項とし、第 7項を第 5項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(平成30年名古屋市病院局管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第 2条のうち第17条の 2第 1号の改正規程中「第17条の 2第 1号中」の次に「「特定管理職員のうち」を削り、」を加え、「100分の94から 100分の 127まで」を「1,000分の 815から 1,000分の 935まで(特定管理職員にあっては、100分の94から 100分の 127まで)」に改め、同条第 2号の改正規定中「同条第 2号中」の次に「「特定管理職員のうち」を削り、」を加え、「100分の46から 100分の62まで」を「1,000分の 395から 1,000分の 455

まで（特定管理職員にあつては、 100分の46から 100分の62まで）」に改める。

名古屋市病院局管理規程第12号

名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第19条第 6項中「 100分の20」を「 100分の40」に改める。

附則第 3項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	年 齢	金 額
16 歳	135,800 円	29 歳	180,300 円
17	137,700	30	185,900
18	140,600	31	191,200
19	142,500	32	196,800
20	146,600	33	196,800
21	149,000	34	196,800
22	152,500	35	196,800
23	156,100	36	196,800
24	159,100	37	197,900
25	163,500	38	199,000
26	170,500	39	203,100
27	174,700	40歳以上	206,500
28	177,500		

別表第 2初任給表 1企業職給料表(1) 中「 178,400」を「 183,500」に、「 171,900」を「 174,500」に改める。

別表第 2初任給表 4企業職給料表(4) 中「 178,400」を「 183,500」に、「 171,900」を「 174,500」に改める。

別表第 2初任給表 5企業職給料表(5) 中「 187,400」を「 191,400」に、

「181,400」を「186,500」に、「186,200」を「190,400」に、「175,300」を「180,300」に、「178,400」を「183,500」に、「171,900」を「174,500」に改める。

別表第6昇格時号給対応表 1企業職給料表(1)、4企業職給料表(4)及び5企業職給料表(5)を 次のように改める。

別表第 6 昇格時号給対応表

1 企業職給料表(1)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	4	2	1	1	1
2	3	1	1	4	2	2	2	2
3	3	1	1	4	2	3	3	3
4	3	1	1	4	2	4	4	4
5	3	1	1	4	2	5	5	5
6	3	1	2	5	2	6	6	6
7	3	1	3	6	2	7	7	7
8	3	1	4	7	2	8	8	8
9	3	1	5	8	2	9	9	9
10	4	1	6	9	2	10	10	10
11	5	1	7	10	2	11	11	11
12	6	1	8	11	2	12	12	12
13	7	1	9	12	2	13	13	13
14	8	1	10	13	3	14	14	14
15	9	1	11	14	4	15	15	15
16	10	1	12	15	5	16	16	16
17	11	1	13	16	6	17	17	17
18	12	1	14	17	7	18	17	18
19	13	1	15	18	8	19	18	19
20	14	1	16	19	9	20	18	20
21	15	1	17	20	10	21	19	21
22	16	1	18	21	11	22	19	22
23	17	1	19	22	12	23	20	23
24	18	1	20	23	13	24	20	24
25	19	1	21	24	14	25	21	25
26	20	1	22	25	15	26	21	26
27	21	1	23	26	16	27	22	27
28	22	1	24	27	17	28	22	28
29	23	1	25	28	18	29	23	29
30	24	2	26	29	19	30	23	29
31	25	3	27	30	20	31	24	30
32	26	4	28	31	21	32	24	30
33	27	5	29	32	22	33	25	31
34	28	6	30	33	23	34	25	31
35	29	7	31	34	24	35	25	32
36	30	8	32	35	25	36	25	32
37	31	9	33	36	26	37	25	33
38	32	10	34	37	27	38	26	33
39	33	11	35	38	28	39	26	34
40	34	12	36	39	29	40	26	34
41	35	13	37	40	30	41	26	35
42	36	14	38	41	31	42	26	35
43	37	15	39	42	32	43	27	36
44	38	16	40	43	33	44	27	36

45	39	17	41	44	34	45	27	37
46	40	18	42	45	35	46	27	37
47	41	19	43	46	36	47	27	37
48	42	20	44	47	37	48	28	38
49	43	21	45	48	38	49	28	38
50	44	22	46	49	39	50	28	38
51	45	23	47	50	40	51	28	39
52	46	24	48	51	41	52	28	39
53	47	25	49	52	42	53	29	39
54	47	26	50	53	43	54	29	40
55	48	27	51	54	44	55	29	40
56	48	28	52	55	45	56	29	40
57	49	29	53	56	46	57	30	41
58	49	30	54	57	47	58	30	41
59	50	31	55	58	48	59	30	41
60	50	32	56	59	49	60	30	42
61	51	33	57	60	50	61	31	42
62	51	34	58	61	50	62	31	
63	52	35	59	62	51	63	31	
64	52	36	60	63	51	64	31	
65	53	37	61	64	52	65	32	
66	53	38	62	65	52	66	32	
67	54	39	63	66	53	67	32	
68	54	40	64	67	53	68	32	
69	55	41	65	68	54	69	33	
70	55	41	66	69	54	70	33	
71	56	42	67	70	55	71	33	
72	56	42	68	71	55	72	34	
73	57	43	69	72	56	73	34	
74	57	43	70	72	56	74	34	
75	58	44	71	73	57	75	35	
76	58	44	72	73	57	76	35	
77	59	45	73	74	58	77	35	
78	59	45	74	74	58	78	36	
79	59	46	75	75	59	79	36	
80	60	46	76	75	59	80	36	
81	60	47	77	76	60	81	37	
82	60	47	78	77	60	82		
83	61	48	79	78	61	83		
84	61	48	80	79	61	84		
85	61	49	81	80	62	85		
86	62	49	82	81	62	86		
87	62	49	83	82	63	87		
88	62	50	84	83	63	88		
89	63	50	85	84	64	89		
90	63	50	86	85	64			
91	63	51	87	86	65			

92	63	51	88	87	65			
93	64	51	89	88	66			
94	64	52	90	89	67			
95	64	52	91	90	68			
96	64	52	92	91	69			
97	65	53	93	92	70			
98		53	94	93	71			
99		53	95	94	72			
100		54	96	95	73			
101		54	97	96	74			
102		54	98	97	75			
103		55	99	98	76			
104		55	100	99	77			
105		55	101	100	78			
106		56	102	101	79			
107		56	103	102	80			
108		56	104	103	81			
109		57	105	104	82			
110		57	106	105	83			
111		57	107	106	84			
112		57	108	107	85			
113		57	109	108	86			
114		58	110	108	87			
115		58	111	109	88			
116		58	112	109	89			
117		58	113	110	90			
118		58	114	110	91			
119		59	115	111	92			
120		59	116	111	93			
121		59	117	112	94			
122		59		113	95			
123		59		114	96			
124		60		115	97			
125		60		116	98			
126		60		117	99			
127		60		118	100			
128		60		119	101			
129		61		120	102			
130		61		121	103			
131		61		122	104			
132		61		123	105			
133		61		124	106			
134		62		125				
135		62		126				
136		62		127				
137		62		128				
138		62		129				

139		63		130				
140		63		131				
141		63		132				
142		63		132				
143		63		133				
144		64		133				
145		64		133				
146				133				
147				133				
148				133				
149				133				
150				133				
151				133				
152				133				
153				133				
154				133				
155				133				
156				133				
157				133				

4 企業職給料表(4)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3	1	1	4	2	1
2	3	1	1	4	2	2
3	3	1	1	4	2	3
4	3	1	1	4	2	4
5	3	1	1	4	2	5
6	3	1	1	5	3	6
7	3	1	1	6	4	7
8	3	1	1	7	5	8
9	3	1	1	8	6	9
10	4	1	1	9	7	10
11	5	1	1	10	8	11
12	6	1	1	11	9	12
13	7	1	1	12	10	13
14	8	1	2	13	11	14
15	9	1	3	14	12	15
16	10	1	4	15	13	16
17	11	1	5	16	14	17
18	12	1	6	17	15	18
19	13	1	7	18	16	19
20	14	1	8	19	17	20
21	15	1	9	20	18	21
22	16	1	10	21	19	22
23	17	1	11	22	20	23
24	18	1	12	23	21	24
25	19	1	13	24	22	25
26	20	1	14	25	23	26
27	21	1	15	26	24	27
28	22	1	16	27	25	28
29	23	1	17	28	26	29
30	24	2	18	29	27	30
31	25	3	19	30	28	31
32	26	4	20	31	29	32
33	27	5	21	32	30	33
34	28	6	22	33	31	34
35	29	7	23	34	32	35
36	30	8	24	35	33	36
37	31	9	25	36	34	37
38	32	10	26	37	35	37
39	33	11	27	38	36	38
40	34	12	28	39	37	38
41	35	13	29	40	38	39
42	36	14	30	41	39	39
43	37	15	31	42	40	40
44	38	16	32	43	41	40

45	39	17	33	44	42	41
46	40	18	34	45	43	41
47	41	19	35	46	44	42
48	42	20	36	47	45	42
49	43	21	37	48	46	43
50	44	22	38	49	47	43
51	45	23	39	50	48	44
52	46	24	40	51	49	44
53	47	25	41	52	50	45
54	47	26	42	53	51	45
55	48	27	43	54	52	46
56	48	28	44	55	53	46
57	49	29	45	56	54	47
58	49	30	46	57	54	47
59	50	31	47	58	55	48
60	50	32	48	59	55	48
61	51	33	49	60	56	49
62	51	34	50	61	56	49
63	52	35	51	62	57	50
64	52	36	52	63	57	50
65	53	37	53	64	58	51
66	53	38	54	64	58	51
67	54	39	55	65	59	52
68	54	40	56	65	59	52
69	55	41	57	66	60	53
70	55	41	58	66	60	54
71	56	42	59	67	61	55
72	56	42	60	67	61	56
73	57	43	61	68	62	57
74	57	43	62	69	63	57
75	58	44	63	70	64	58
76	58	44	64	71	65	58
77	59	45	65	72	66	59
78	59	45	66	73	67	59
79	59	46	67	74	68	60
80	60	46	68	75	69	60
81	60	47	69	76	70	61
82	60	47	70	77	71	62
83	61	48	71	78	72	63
84	61	48	72	79	73	64
85	61	49	73	80	74	65
86	62	49	74	81	75	66
87	62	49	75	82	76	67
88	62	50	76	83	77	68
89	63	50	77	84	78	69
90	63	50	78	84	79	
91	63	51	79	85	80	

92	63	51	80	85	81	
93	64	51	81	86	82	
94	64	52	82	86	83	
95	64	52	83	87	84	
96	64	52	84	87	85	
97	65	53	85	88	86	
98		53	86	89	87	
99		53	87	90	88	
100		54	88	91	89	
101		54	89	92	90	
102		54	89	93	91	
103		55	90	94	92	
104		55	90	95	93	
105		55	91	96	94	
106		56	91	97	95	
107		56	92	98	96	
108		56	92	99	97	
109		57	93	100	98	
110		57	94	101	99	
111		57	95	102	100	
112		57	96	103	101	
113		57	97	104	102	
114		58	98	105	103	
115		58	99	106	104	
116		58	100	107	105	
117		58	101	108	106	
118		58		109		
119		59		110		
120		59		111		
121		59		112		
122		59		113		
123		59		114		
124		60		115		
125		60		116		
126		60		117		
127		60		117		
128		60		117		
129		61		117		
130		61		117		
131		61		117		
132		61		117		
133		61		117		
134		62		117		
135		62		117		
136		62		117		
137		62		117		
138				117		

139				117		
140				117		
141				117		
142				117		
143				117		
144				117		
145				117		

5 企業職給料表(5)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3	1	1	4	2	1
2	3	1	1	4	2	2
3	3	1	1	4	2	3
4	3	1	1	4	2	4
5	3	1	1	4	2	5
6	4	1	2	5	2	6
7	5	1	3	6	2	7
8	6	1	4	7	2	8
9	7	1	5	8	2	9
10	8	1	6	9	2	10
11	9	1	7	10	2	11
12	10	1	8	11	2	12
13	11	1	9	12	2	13
14	12	1	10	13	3	14
15	13	1	11	14	4	15
16	14	1	12	15	5	16
17	15	1	13	16	6	17
18	16	1	14	17	7	18
19	17	1	15	18	8	19
20	18	1	16	19	9	20
21	19	1	17	20	10	21
22	20	1	18	21	11	22
23	21	1	19	22	12	23
24	22	1	20	23	13	24
25	23	1	21	24	14	25
26	24	1	22	25	15	26
27	25	1	23	26	16	27
28	26	1	24	27	17	28
29	27	1	25	28	18	29
30	28	2	26	29	19	30
31	29	3	27	30	20	31
32	30	4	28	31	21	32
33	31	5	29	32	22	33
34	32	6	30	33	23	34
35	33	7	31	34	24	35
36	34	8	32	35	25	36
37	35	9	33	36	26	37
38	36	10	34	37	27	38
39	37	11	35	38	28	39
40	38	12	36	39	29	40
41	39	13	37	40	30	41
42	40	14	38	41	31	42
43	41	15	39	42	32	43
44	42	16	40	43	33	44

45	43	17	41	44	34	45
46	43	18	42	45	35	46
47	44	19	43	46	36	47
48	44	20	44	47	37	48
49	45	21	45	48	38	49
50	45	22	46	49	39	50
51	46	23	47	50	40	51
52	46	24	48	51	41	52
53	47	25	49	52	42	53
54	47	26	50	53	43	54
55	48	27	51	54	44	55
56	48	28	52	55	45	56
57	49	29	53	56	46	57
58	49	30	54	57	47	58
59	50	31	55	58	48	59
60	50	32	56	59	49	60
61	51	33	57	60	50	61
62	51	34	58	61	50	62
63	52	35	59	62	51	63
64	52	36	60	63	51	64
65	53	37	61	64	52	65
66	53	38	62	65	52	66
67	54	39	63	66	53	67
68	54	40	64	67	53	68
69	55	41	65	68	54	69
70	55	41	66	69	54	70
71	55	42	67	70	55	71
72	56	42	68	71	55	72
73	56	43	69	72	56	73
74	56	43	70	72	56	74
75	57	44	71	73	57	75
76	57	44	72	73	57	76
77	57	45	73	74	58	77
78	58	45	74	74	58	77
79	58	46	75	75	59	77
80	58	46	76	75	59	77
81	59	47	77	76	60	77
82	59	47	78	77	60	77
83	59	48	79	78	61	77
84	59	48	80	79	61	77
85	60	49	81	80	62	77
86	60	49	82	81	62	77
87	60	49	83	82	63	77
88	60	50	84	83	63	77
89	61	50	85	84	64	77
90		50	86	85	64	
91		51	87	86	65	

92		51	88	87	65	
93		51	89	88	66	
94		52	90	89	67	
95		52	91	90	68	
96		52	92	91	69	
97		53	93	92	70	
98		53	94	93	71	
99		53	95	94	72	
100		54	96	95	73	
101		54	97	96	74	
102		54	98	97	75	
103		55	99	98	76	
104		55	100	99	77	
105		55	101	100	78	
106		56	102	101	79	
107		56	103	102	80	
108		56	104	103	81	
109		57	105	104	82	
110		57	106	105	83	
111		57	107	106	84	
112		57	108	107	85	
113		57	109	108	86	
114		58	110	108	87	
115		58	111	109	88	
116		58	112	109	89	
117		58	113	110	90	
118		58		110	91	
119		59		111	92	
120		59		111	93	
121		59		112	94	
122		59		113	95	
123		59		114	96	
124		60		115	97	
125		60		116	98	
126		60		117		
127		60		118		
128		60		119		
129		61		120		
130		61		121		
131		61		122		
132		61		123		
133		61		124		
134		62		125		
135		62		125		
136		62		125		
137		62		125		
138				125		

139				125		
140				125		
141				125		
142				125		
143				125		
144				125		
145				125		
146				125		
147				125		
148				125		
149				125		
150				125		
151				125		
152				125		
153				125		
154				125		
155				125		
156				125		
157				125		

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 1 企業職給料表(1)、4 企業職給料表(4)及び
5 企業職給料表(5)を 次のように改める。

別表第 6 の 2 降格時号給対応表

1 企業職給料表(1)

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	29	5	5	13	1	1	1
2	9	30	6	5	13	2	2	2
3	9	31	7	5	14	3	3	3
4	10	32	8	5	15	4	4	4
5	11	33	9	6	16	5	5	5
6	12	34	10	7	17	6	6	6
7	13	35	11	8	18	7	7	7
8	14	36	12	9	19	8	8	8
9	15	37	13	10	20	9	9	9
10	16	38	14	11	21	10	10	10
11	17	39	15	12	22	11	11	11
12	18	40	16	13	23	12	12	12
13	19	41	17	14	24	13	13	13
14	20	42	18	15	25	14	14	14
15	21	43	19	16	26	15	15	15
16	22	44	20	17	27	16	16	16
17	23	45	21	18	28	17	18	17
18	24	46	22	19	29	18	20	18
19	25	47	23	20	30	19	22	19
20	26	48	24	21	31	20	24	20
21	27	49	25	22	32	21	26	21
22	28	50	26	23	33	22	28	22
23	29	51	27	24	34	23	30	23
24	30	52	28	25	35	24	32	24
25	31	53	29	26	36	25	37	25
26	32	54	30	27	37	26	42	26
27	33	55	31	28	38	27	47	27
28	34	56	32	29	39	28	52	28
29	35	57	33	30	40	29	56	30
30	36	58	34	31	41	30	60	32
31	37	59	35	32	42	31	64	34
32	38	60	36	33	43	32	68	36
33	39	61	37	34	44	33	71	38
34	40	62	38	35	45	34	74	40
35	41	63	39	36	46	35	77	42
36	42	64	40	37	47	36	80	44
37	43	65	41	38	48	37	81	47
38	44	66	42	39	49	38	81	50
39	45	67	43	40	50	39	81	53
40	46	68	44	41	51	40	81	56
41	47	70	45	42	52	41	81	59
42	48	72	46	43	53	42	81	61
43	49	74	47	44	54	43	81	61
44	50	76	48	45	55	44	81	61

45	51	78	49	46	56	45	81	61
46	52	80	50	47	57	46	81	61
47	54	82	51	48	58	47	81	61
48	56	84	52	49	59	48	81	61
49	58	87	53	50	60	49	81	61
50	60	90	54	51	62	50	81	61
51	62	93	55	52	64	51	81	61
52	64	96	56	53	66	52	81	61
53	66	99	57	54	68	53	81	61
54	68	102	58	55	70	54	81	61
55	70	105	59	56	72	55	81	61
56	72	108	60	57	74	56	81	61
57	74	113	61	58	76	57	81	61
58	76	118	62	59	78	58	81	61
59	79	123	63	60	80	59	81	61
60	82	128	64	61	82	60	81	61
61	85	133	65	62	84	61	81	61
62	88	138	66	63	86	62		
63	92	143	67	64	88	63		
64	96	145	68	65	90	64		
65	97	145	69	66	92	65		
66	97	145	70	67	93	66		
67	97	145	71	68	94	67		
68	97	145	72	69	95	68		
69	97	145	73	70	96	69		
70	97	145	74	71	97	70		
71	97	145	75	72	98	71		
72	97	145	76	74	99	72		
73	97	145	77	76	100	73		
74	97	145	78	78	101	74		
75	97	145	79	80	102	75		
76	97	145	80	81	103	76		
77	97	145	81	82	104	77		
78	97	145	82	83	105	78		
79	97	145	83	84	106	79		
80	97	145	84	85	107	80		
81	97	145	85	86	108	81		
82	97	145	86	87	109	82		
83	97	145	87	88	110	83		
84	97	145	88	89	111	84		
85	97	145	89	90	112	85		
86	97	145	90	91	113	86		
87	97	145	91	92	114	87		
88	97	145	92	93	115	88		
89	97	145	93	94	116	89		
90	97	145	94	95	117	89		
91	97	145	95	96	118	89		

92	97	145	96	97	119	89		
93	97	145	97	98	120	89		
94	97	145	98	99	121	89		
95	97	145	99	100	122	89		
96	97	145	100	101	123	89		
97	97	145	101	102	124	89		
98	97	145	102	103	125			
99	97	145	103	104	126			
100	97	145	104	105	127			
101	97	145	105	106	128			
102	97	145	106	107	129			
103	97	145	107	108	130			
104	97	145	108	109	131			
105	97	145	109	110	132			
106	97	145	110	111	133			
107	97	145	111	112	133			
108	97	145	112	114	133			
109	97	145	113	116	133			
110	97	145	114	118	133			
111	97	145	115	120	133			
112	97	145	116	121	133			
113	97	145	117	122	133			
114	97	145	118	123				
115	97	145	119	124				
116	97	145	120	125				
117	97	145	121	126				
118	97	145	121	127				
119	97	145	121	128				
120	97	145	121	129				
121	97	145	121	130				
122	97		121	131				
123	97		121	132				
124	97		121	133				
125	97		121	134				
126	97		121	135				
127	97		121	136				
128	97		121	137				
129	97		121	138				
130	97		121	139				
131	97		121	140				
132	97		121	142				
133	97		121	143				
134	97		121					
135	97		121					
136	97		121					
137	97		121					
138	97		121					

139	97		121					
140	97		121					
141	97		121					
142	97		121					
143	97		121					
144	97		121					
145	97		121					
146			121					
147			121					
148			121					
149			121					
150			121					
151			121					
152			121					
153			121					
154			121					
155			121					
156			121					
157			121					

4 企業職給料表(4)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	9	29	13	5	5	1
2	9	30	14	5	5	2
3	9	31	15	5	6	3
4	10	32	16	5	7	4
5	11	33	17	6	8	5
6	12	34	18	7	9	6
7	13	35	19	8	10	7
8	14	36	20	9	11	8
9	15	37	21	10	12	9
10	16	38	22	11	13	10
11	17	39	23	12	14	11
12	18	40	24	13	15	12
13	19	41	25	14	16	13
14	20	42	26	15	17	14
15	21	43	27	16	18	15
16	22	44	28	17	19	16
17	23	45	29	18	20	17
18	24	46	30	19	21	18
19	25	47	31	20	22	19
20	26	48	32	21	23	20
21	27	49	33	22	24	21
22	28	50	34	23	25	22
23	29	51	35	24	26	23
24	30	52	36	25	27	24
25	31	53	37	26	28	25
26	32	54	38	27	29	26
27	33	55	39	28	30	27
28	34	56	40	29	31	28
29	35	57	41	30	32	29
30	36	58	42	31	33	30
31	37	59	43	32	34	31
32	38	60	44	33	35	32
33	39	61	45	34	36	33
34	40	62	46	35	37	34
35	41	63	47	36	38	35
36	42	64	48	37	39	36
37	43	65	49	38	40	38
38	44	66	50	39	41	40
39	45	67	51	40	42	42
40	46	68	52	41	43	44
41	47	70	53	42	44	46
42	48	72	54	43	45	48
43	49	74	55	44	46	50
44	50	76	56	45	47	52

45	51	78	57	46	48	54
46	52	80	58	47	49	56
47	54	82	59	48	50	58
48	56	84	60	49	51	60
49	58	87	61	50	52	62
50	60	90	62	51	53	64
51	62	93	63	52	54	66
52	64	96	64	53	55	68
53	66	99	65	54	56	69
54	68	102	66	55	58	70
55	70	105	67	56	60	71
56	72	108	68	57	62	72
57	74	113	69	58	64	74
58	76	118	70	59	66	76
59	79	123	71	60	68	78
60	82	128	72	61	70	80
61	85	133	73	62	72	81
62	88	137	74	63	73	82
63	92	137	75	64	74	83
64	96	137	76	66	75	84
65	97	137	77	68	76	85
66	97	137	78	70	77	86
67	97	137	79	72	78	87
68	97	137	80	73	79	88
69	97	137	81	74	80	89
70	97	137	82	75	81	89
71	97	137	83	76	82	89
72	97	137	84	77	83	89
73	97	137	85	78	84	89
74	97	137	86	79	85	89
75	97	137	87	80	86	89
76	97	137	88	81	87	89
77	97	137	89	82	88	89
78	97	137	90	83	89	89
79	97	137	91	84	90	89
80	97	137	92	85	91	89
81	97	137	93	86	92	89
82	97	137	94	87	93	89
83	97	137	95	88	94	89
84	97	137	96	90	95	89
85	97	137	97	92	96	89
86	97	137	98	94	97	
87	97	137	99	96	98	
88	97	137	100	97	99	
89	97	137	102	98	100	
90	97	137	104	99	101	
91	97	137	106	100	102	

92	97	137	108	101	103	
93	97	137	109	102	104	
94	97	137	110	103	105	
95	97	137	111	104	106	
96	97	137	112	105	107	
97	97	137	113	106	108	
98	97	137	114	107	109	
99	97	137	115	108	110	
100	97	137	116	109	111	
101	97	137	117	110	112	
102	97	137	117	111	113	
103	97	137	117	112	114	
104	97	137	117	113	115	
105	97	137	117	114	116	
106	97	137	117	115	117	
107	97	137	117	116	117	
108	97	137	117	117	117	
109	97	137	117	118	117	
110	97	137	117	119	117	
111	97	137	117	120	117	
112	97	137	117	121	117	
113	97	137	117	122	117	
114	97	137	117	123		
115	97	137	117	124		
116	97	137	117	125		
117	97	137	117	126		
118	97		117			
119	97		117			
120	97		117			
121	97		117			
122	97		117			
123	97		117			
124	97		117			
125	97		117			
126	97		117			
127	97		117			
128	97		117			
129	97		117			
130	97		117			
131	97		117			
132	97		117			
133	97		117			
134	97		117			
135	97		117			
136	97		117			
137	97		117			
138			117			

139			117			
140			117			
141			117			
142			117			
143			117			
144			117			
145			117			

5 企業職給料表(5)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	5	29	5	5	13	1
2	5	30	6	5	13	2
3	5	31	7	5	14	3
4	6	32	8	5	15	4
5	7	33	9	6	16	5
6	8	34	10	7	17	6
7	9	35	11	8	18	7
8	10	36	12	9	19	8
9	11	37	13	10	20	9
10	12	38	14	11	21	10
11	13	39	15	12	22	11
12	14	40	16	13	23	12
13	15	41	17	14	24	13
14	16	42	18	15	25	14
15	17	43	19	16	26	15
16	18	44	20	17	27	16
17	19	45	21	18	28	17
18	20	46	22	19	29	18
19	21	47	23	20	30	19
20	22	48	24	21	31	20
21	23	49	25	22	32	21
22	24	50	26	23	33	22
23	25	51	27	24	34	23
24	26	52	28	25	35	24
25	27	53	29	26	36	25
26	28	54	30	27	37	26
27	29	55	31	28	38	27
28	30	56	32	29	39	28
29	31	57	33	30	40	29
30	32	58	34	31	41	30
31	33	59	35	32	42	31
32	34	60	36	33	43	32
33	35	61	37	34	44	33
34	36	62	38	35	45	34
35	37	63	39	36	46	35
36	38	64	40	37	47	36
37	39	65	41	38	48	37
38	40	66	42	39	49	38
39	41	67	43	40	50	39
40	42	68	44	41	51	40
41	43	70	45	42	52	41
42	44	72	46	43	53	42
43	46	74	47	44	54	43
44	48	76	48	45	55	44

45	50	78	49	46	56	45
46	52	80	50	47	57	46
47	54	82	51	48	58	47
48	56	84	52	49	59	48
49	58	87	53	50	60	49
50	60	90	54	51	62	50
51	62	93	55	52	64	51
52	64	96	56	53	66	52
53	66	99	57	54	68	53
54	68	102	58	55	70	54
55	71	105	59	56	72	55
56	74	108	60	57	74	56
57	77	113	61	58	76	57
58	80	118	62	59	78	58
59	84	123	63	60	80	59
60	88	128	64	61	82	60
61	89	133	65	62	84	61
62	89	137	66	63	86	62
63	89	137	67	64	88	63
64	89	137	68	65	90	64
65	89	137	69	66	92	65
66	89	137	70	67	93	66
67	89	137	71	68	94	67
68	89	137	72	69	95	68
69	89	137	73	70	96	69
70	89	137	74	71	97	70
71	89	137	75	72	98	71
72	89	137	76	74	99	72
73	89	137	77	76	100	73
74	89	137	78	78	101	74
75	89	137	79	80	102	75
76	89	137	80	81	103	76
77	89	137	81	82	104	77
78	89	137	82	83	105	
79	89	137	83	84	106	
80	89	137	84	85	107	
81	89	137	85	86	108	
82	89	137	86	87	109	
83	89	137	87	88	110	
84	89	137	88	89	111	
85	89	137	89	90	112	
86	89	137	90	91	113	
87	89	137	91	92	114	
88	89	137	92	93	115	
89	89	137	93	94	116	
90	89	137	94	95	117	
91	89	137	95	96	118	

92	89	137	96	97	119	
93	89	137	97	98	120	
94	89	137	98	99	121	
95	89	137	99	100	122	
96	89	137	100	101	123	
97	89	137	101	102	124	
98	89	137	102	103	125	
99	89	137	103	104	125	
100	89	137	104	105	125	
101	89	137	105	106	125	
102	89	137	106	107	125	
103	89	137	107	108	125	
104	89	137	108	109	125	
105	89	137	109	110	125	
106	89	137	110	111	125	
107	89	137	111	112	125	
108	89	137	112	114	125	
109	89	137	113	116	125	
110	89	137	114	118	125	
111	89	137	115	120	125	
112	89	137	116	121	125	
113	89	137	117	122	125	
114	89	137	117	123		
115	89	137	117	124		
116	89	137	117	125		
117	89	137	117	126		
118	89		117	127		
119	89		117	128		
120	89		117	129		
121	89		117	130		
122	89		117	131		
123	89		117	132		
124	89		117	133		
125	89		117	134		
126	89		117			
127	89		117			
128	89		117			
129	89		117			
130	89		117			
131	89		117			
132	89		117			
133	89		117			
134	89		117			
135	89		117			
136	89		117			
137	89		117			
138			117			

139			117			
140			117			
141			117			
142			117			
143			117			
144			117			
145			117			
146			117			
147			117			
148			117			
149			117			
150			117			
151			117			
152			117			
153			117			
154			117			
155			117			
156			117			
157			117			

別表第 7 昇給号給数表昇給の号給数の項 A の欄中「 6」を「 5」に、「 4」を「 3」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成31年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 施行日の前日現に企業職給料表(1)、企業職給料表(4)又は企業職給料表(5)の職務の級 5級に在級する職員を施行日以後新たにこれらの給料表の職務の級 6級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の号給については、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正後規程」という。）別表第 6の規定にかかわらず、この規程による改正前の名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正前規程」という。）別表第 6の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。

3 施行日の前日現に企業職給料表(1)、企業職給料表(4)又は企業職給料表(5)の職務の級 5級に在級する職員を施行日以後新たにこれらの給料表の職務の級 4級以下の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給については、改正後規程別表第 6の 2の規定にかかわらず、改正前規程別表第 6の 2の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して定める号給とする。

(平成34年度の昇給日における昇給の特例)

4 平成34年度の昇給日における昇給については、改正後規程第19条第 1項中「昇給日の属する年度の前年度をいう。以下同じ」とあるのは「平成31年度から平成33年度までをいう」と、同条第 2項中「勤務成績判定期間」とあるのは「昇給日の属する年度の前年度」と読み替えて同条の規定を適用する。

名古屋市病院局管理規程第13号

名古屋市病院局分課規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 1号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 9条第 1項の表を次のように改める。

主幹を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
管理部	労務・医師看護師確保	1 局内の定員管理及び労務の総括に関する事 2 市立病院の医師及び看護師の確保対策の総括に関する事	1
	経営戦略	1 病院事業に係る経営分析、経営戦略及び経営改善の総括に関する事	1
	病院改革等	1 市立病院の改革に係る特命事項の処理に関する事	1

第10条第 1項の表を次のように改める。

主査を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
管理部総務課	看護師確保	1 市立病院の看護師の確保に係る企画及び調整に関する事	1
管理部経理課	契約・資金等	1 病院事業に係る契約の総括に関する事 2 資金計画及び資金運用に関	1

		すること。 3 アセットマネジメントに関するすること。	
	経営戦略	1 病院事業に係る経営分析、経営戦略及び経営改善の総括に関するすること。	1
管理部企画室	病院改革等	1 市立病院の改革に係る特命事項の処理に関するすること。	1
臨床研究管理部 臨床研究管理室	臨床研究管理	1 臨床研究に係る管理、支援及び相談に関するすること。 2 臨床研究に係る啓発及び教育に関するすること。 3 名古屋市立病院臨床研究審査委員会の運営に関すること。	1

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第14号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条中「感染症センター」を「感染症センター
リウマチセンター」に改め、同条診療科の
項中「第三消化器内科」の次に「、第四消化器内科」を加え、「神経内科」を
「脳神経内科」に、「眼科」を「第一眼科、第二眼科」に、「放射線科」を「
第一放射線科、第二放射線科」に改め、同条中「看護部」を「看護部
主査(2)」を「主査(5)」
に、「主幹(2)」を「主幹(3)」に、「医事係」を「医事係
主査(1)」を「主査(1)」に改
情報システム係」
める。

第 3条感染症センターの項の次に次のように加える。

リウマチセンター

(1) リウマチセンターの運営に関する事。

第 3条主査（認知症ケア）の項の次に次のように加える。

主査（皮膚・排泄ケア）

(1) 皮膚・排泄ケアに関する事。

主査（HCU）

(1) HCUに関する事。

主査（放射線・内視鏡検査）

(1) 放射線・内視鏡検査に関する事。

第 3条庶務係の項中第 5号を削り、第 6号を第 5号とし、第 7号を第 6号と

し、同条経理系の項第 2号中「収入支出」を「支出」に改め、同条医事課の項を次のように改める。

医事課

医事係

- (1) 収入に関すること。
- (2) 病院の患者に係る事務に関すること。
- (3) 病院の保険診療に係る事務手続きに関すること。
- (4) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。
- (5) 患者等の院内における案内及びサービス向上に関すること。
- (6) 病院の診療情報の管理に関すること。
- (7) 病院の診療情報の統計業務に関すること。
- (8) 医師の事務作業の補助に関すること。
- (9) その他患者に関すること（他科部課室の主管に属するものを除く。）。

主査（保険・診療情報管理）

- (1) 病院の保険診療に係る事務手続きに関すること。
- (2) 病院の診療情報の管理に関すること。
- (3) 病院の診療情報の統計業務に関すること。
- (4) 医師の事務作業の補助に関すること。

情報システム係

- (1) 病院情報システムに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 診療情報の管理に係る企画及び調整に関すること。

第 4条第 2項中「感染症センター」の次に「、リウマチセンター」を加える。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第15号

名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「神経内科」を「第一脳神経内科、第二脳神経内科」に、「整形外科」を「第一整形外科、第二整形外科」に、「呼吸器外科」を「第一呼吸器外科、第二呼吸器外科」に、「第一脳神経外科、第二脳神経外科」を「脳神経外科」に改め、同条中「情報管理室」を「感染対策室
情報管理室」に、「陽子線治療物理科」を「陽子線治療物理科
陽子線治療物理係」に、「主査(2)」を「主査(1)
情報システム係」に改める。

第 3条主査（医療安全）の項の次に次のように加える。

感染対策室

- (1) 医療に係る感染対策の推進に関すること。
- (2) 医療に係る感染対策についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

第 3条陽子線治療物理科の項の次に次のように加える。

陽子線治療物理係

- (1) 陽子線治療に係る物理的検証に関すること。
- (2) 陽子線治療に係る物理学の研究に関すること。
- (3) その他陽子線治療に係る物理に関すること。

第 3条経理係の項第 2号中「収入支出」を「支出」に改め、同条医事課の項を次のように改める。

医事課

医事係

- (1) 収入に関する事。
- (2) 病院の患者に係る事務に関する事。
- (3) 病院の保険診療に係る事務手続に関する事。
- (4) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関する事。
- (5) 患者等の院内における案内及びサービス向上に関する事。
- (6) 病院の診療情報の管理に関する事。
- (7) 病院の診療情報の統計業務に関する事。
- (8) 医師の事務作業の補助に関する事。
- (9) その他患者に関する事（他科部課室の主管に属するものを除く。）。

主査（保険・診療情報管理）

- (1) 病院の保険診療に係る事務手続に関する事。
- (2) 病院の診療情報の管理に関する事。
- (3) 病院の診療情報の統計業務に関する事。
- (4) 医師の事務作業の補助に関する事。

情報システム係

- (1) 病院情報システムに係る企画及び調整に関する事。
- (2) 診療情報の管理に係る企画及び調整に関する事。

第 4 条中第29項を第30項とし、第28項を第29項とし、第27項を第28項とし、同条第26項中「部長」の次に「及び陽子線治療物理係長」を加え、同項を同条第27項とし、同条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項を第24項とし、第22項の次に次の 1 項を加える。

23 感染対策室に室長を置く。

第 5 条第 3 項中「第28項」を「第29項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第16号

名古屋市病院局会計規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第23条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条に次の 1項を追加する。

- 2 納付に使用する令第21条の 3第 1項第 1号の規定に基づき総務大臣が指定する有価証券は、支払地及び支払人について前項第 2号に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

第24条（見出しを含む。）中「小切手」を「小切手等」に、「小切手金額」を「小切手等の金額」に改める。

第61条の見出し中「保証金等」を「有価証券による保証金」に改め、同条第 1項中「保証金及び有価証券（以下「保証金等」という。）を納付させる必要があるときは」を「有価証券（小切手を除く。以下この条及び第63条において同じ。）により保証金を納付させるときは」に改め、同条第 2項中「これに現金又は」を削り、同条第 3項中「現金又は」を削り、「保証金等」を「保証金」に改める。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第63条の見出し及び同条第 1項中「保証金等」を「保証金」に改め、同条第 2項、第 3項及び第 4項中「保証金等」を「有価証券」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第17号

名古屋市病院局契約規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 6条及び第10条中「入札保証金保管証書」を「入札保証金を納付したことを証する書面」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成31年 4月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水屋藤ヶ丘店

名古屋市守山区森孝東一丁目 509番 ほか13筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物西側駐車場①	90台	76台
建物北側駐車場②	6台	44台
建物東側立体駐車場③	186台	226台
北側敷地駐車場④	155台	111台
計	437台	457台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
(株)清水屋	午前10時00分 (年間 5日間 は午前 9時00 分)	午後 8時00分	午前 9時00分	午後 9時00分
(株)メニー				
(株)メガネの和光				
(株)三和				
杉本ミートチェーン(株)			—	—
いとう食品(株)				

(株)魚喜中京事業部				
(株)喜久屋				
(株)グリーンファーマシー				
(株)ペグ				
(株)ナガラ				
(株)カロ	—	—	午前 9時00分	午後 9時00分
未定	—	—		
未定	—	—	午前 7時00分	午後12時00分
未定	—	—	午前 9時00分	午後11時00分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物西側駐車場①	午前 9時30分から午後 8時30分まで（年間 5日間は午前 8時30分から午後 8時30分まで）	午前 6時00分から午前 0時30分まで
建物北側駐車場②		
建物東側立体駐車場③		午前 6時00分から午後10時00分まで
北側敷地駐車場④		

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	3箇所	変更なし
出口	4箇所	3箇所
計	7箇所	6箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物南側荷さばき施設	午前 6時00分から午後 7時00分まで	午前 6時00分から午後10時00分まで

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)清水屋	代表取締役 清水 隆行	愛知県春日井市瑞穂通五丁目33番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
-----	--------	-----

(株)清水屋	代表取締役 清水 隆行	愛知県春日井市瑞穂通五丁目33番地
(株)メニー	代表取締役 宮崎 友宏	名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目11番地
(株)メガネの和光	代表取締役 清水 恭一	名古屋市中区栄三丁目15番 4号
(株)三和	代表取締役 清水 康雄	愛知県春日井市瑞穂通五丁目33番地
(株)カロ	代表取締役 宇澤 信夫	大阪府中央区大手町一丁目 7番31号
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定

4 大規模小売店舗の変更をする日

- (1) 2(1)については、平成31年11月15日
- (2) 2(2)から (5)までについては、平成31年 4月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

13,904平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
上記2(1)で既述
- (2) 駐輪場の収容台数
134台
- (3) 荷さばき施設の面積
306.24平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
62.60立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(2)で既述

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(3)で既述

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

上記2(4)で既述

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

上記2(5)で既述

8 届出の日

平成31年 3月14日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
守山区役所情報コーナー及び名東区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 4月 3日から同年 8月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 8月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課